

埼玉県災害福祉支援ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 大規模災害時に要配慮者への福祉支援が円滑に実施できるよう、埼玉県内の福祉関係団体が連携して活動を行うため、埼玉県災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害

二 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者

三 福祉専門職等

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士等の資格を有する者、社会福祉施設や事業所等において利用者の援助に当たる者及び福祉支援に係る関係機関との連絡調整に当たる埼玉県等の職員

(活動)

第3条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

- 一 大規模災害時における福祉支援の仕組みづくりに関すること。
- 二 大規模災害時における福祉専門職等の派遣及び調整に関すること。
- 三 福祉専門職等派遣への登録及び研修・訓練に関すること。
- 四 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。
- 五 福祉専門職等派遣に関する周知・啓発に関すること。
- 六 その他災害時における福祉支援に必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 ネットワークは、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

- 2 ネットワークに会長を置き、埼玉県福祉部長をもって充てる。
- 3 会長はネットワークの会務を総理する。

(会議)

第5条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 別表に掲げる構成団体のほか、会長が必要と認める者を会議に参加させることがで

きる。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会施設福祉部に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

附 則（構成団体に特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会を追加）

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則（構成団体に川口市を追加）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

構成団体

区 分	団 体 名
福祉関係団体	埼玉県社会福祉法人経営者協議会 一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会 埼玉県身体障害者施設協議会 埼玉県発達障害福祉協会 一般社団法人埼玉県セルフセンター協議会 埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会 埼玉県救護施設連絡協議会 埼玉県児童福祉施設協議会 埼玉県乳児施設協議会 埼玉県保育協議会 埼玉県母子生活支援施設協議会 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 一般社団法人埼玉県介護福祉士会 埼玉県精神保健福祉士協会 一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会 特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会
社会福祉協議会	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
市町村	さいたま市 川越市 川口市 越谷市
県	埼玉県